

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

令和7年1月25日
自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い
教育の在り方に関する検討チーム

今回の令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意（以下「三党合意」という。）に基づく「いわゆる給食無償化」に向けた支援のために必要となる新たな仕組みの概要とともに、こうした施策を実現するための安定財源の確保、関連する予算案の成立に向けて、責任を持って取り組むことのほか、実現に当たって必要となる国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会、全国市長会、全国町村会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

1. 趣旨

- ・ 三党合意においては、「子育て世帯への支援を強化する観点」から、令和8年4月から小学校段階における「いわゆる給食無償化」を「地方の実情等を踏まえ」て実施することとしている。
- ・ 今回の取組については、三党合意を踏まえ、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を支援する。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進する。
- ・ 一方で、「いわゆる給食無償化」という表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている「学校給食費の抜本的な負担軽減」であることを明確化する必要がある。この点については、責任を持って正確な趣旨の周知に取り組む。

2. 支援対象者の範囲

- ・ 給食実施が学校設置者の努力義務とされていること、今回の取組は給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援であることから、給食を実施する公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援対象とする。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象とする。また、生活保護の教育扶助や要保護児童生徒や特別支援教育就学奨励費の

対象となっている児童については、現行制度の適用を優先する。

- ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について先行的に支援を実施する。

3. 支援の基準額等

- ・ 支援の基準額（児童一人当たり）について、完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額（約4,700円）に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円とする。また、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえて、適切な額を設定するものとする。補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定する。
- ・ 地産地消や特色のある給食の提供に積極的に取り組む自治体が多いことから、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から給食費を徴収することを可能とする。
- ・ 非喫食者の取扱いについては、その状況も多岐にわたり、現在でも自治体ごとに対応が様々であることから、学校設置者の判断に委ねることとする。

4. 実施方法と学校給食法との関係

- ・ 上記のように、地方の実情等を踏まえた柔軟な対応を可能とすべきであること、また、学校給食法上、給食費は保護者負担とされているが、「自治体等の判断によって補助することを否定するものではない」と整理されていることを踏まえ、学校給食法の改正は行わないこととする。
- ・ その上で、今回の取組については、自治体に対する予算補助として実施することとし、給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援を行うこととする。これに必要な事務費は適切に措置する。
- ・ 今回の取組の実施とあわせて給食費の公会計化の取組を行う自治体に対しては、そのために必要となるシステム改修等について先行的に支援を実施する。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、給食費の公会計化等が実施されていることを支援の条件とはしない。

5. 安定財源の確保

- ・ 今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施する。

- ・ 令和8年度から新たな取組を円滑に実施するためには、必要な経費が盛り込まれた予算（補正・当初）の成立や、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、責任をもって対応する。

6. 給食の質の向上

- ・ 学校給食における給食の質の向上を取り巻く状況は自治体によって大きく異なることから、国で一律に方針等を示すのではなく、各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応する。
- ・ また、地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

7. 国と地方の関係について

令和8年度からの実現に当たり、国と地方（都道府県・市町村）の役割分担の在り方及び負担割合について、以下のとおり整理する。

（1）国と地方の役割分担等

- ・ 今回の取組の主たる目的は、子育て支援の観点から、現在保護者負担とされている食材費に関して保護者の負担軽減を図るものである。その際、以下のような観点からも広域的団体である都道府県にも一定の役割が求められていることを踏まえ、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2 の都道府県負担を導入する。
 - － 学校給食については、その設置者である市町村が実施し、施設設備費や人件費などの負担を担っている一方、都道府県においても、栄養教諭・学校栄養職員の採用・配置・研修等を通じた食育の推進や、主食等の共同調達等を担う都道府県給食会への支援や監督等を行っている。
 - － 今般の物価高騰や少子化の進展等の中にあっても、各市町村の財政力の違いによらず、質の確保された給食を安定的に実施することが求められる。
 - － また、今回の取組は子育て支援の観点から行われるものであるが、他の子育て支援施策においても、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、それぞれ協力して実施されているところである。
 - － このため、子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点からは、広域的団体である都道府県の果たす役割が非常に重要となる。
- ・ なお、人件費（県費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の

運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施することで、給食運営全体でみると、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、協力して実施する体制が確保される。

(2) 地方負担に関する対応

- ・ 地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム

<自由民主党>

柴山昌彦 衆議院議員 武部新 衆議院議員
古賀篤 衆議院議員

<公明党>

山崎正恭 衆議院議員 下野六太 参議院議員

<日本維新の会>

金子道仁 参議院議員 高木かおり 参議院議員

以上